

広告掲載仕様書

下記の広告事業において、玄関マットを設置するとともに、当該玄関マットに掲載又は掲出する民間事業者等の広告を取り扱う広告代理店を募集します。

◆ 事業の名称 札幌市本庁舎玄関マット広告事業

◆ 施設の概要について

施 設 の 名 称	札幌市役所本庁舎	広告掲出場所 ※別紙図面のとおり
施 設 の 所 在	札幌市中央区北1条西2丁目	
設 置 目 的	市役所出入口のイメージアップ、設置場所の環境美化促進、広告掲載による地域産業振興への貢献及び新たな財源確保	
開 館 時 間	7:45~18:15	
休 館 日	土日祝日及び12月29日~1月3日	

◆ 募集の内容について

広告掲出期間	広告掲出位置及び掲出方法	スペース
令和7年10月1日~ 令和8年9月30日	1階正面玄関（1枚）・北玄関の屋内（1枚）広告付玄関マットを設置	1,800mm（縦）×2,400mm （横） ×2ヶ所

広 告 掲 出 条 件	①玄関マットは常に清潔な状態を保ち、最低月2回の交換クリーニングを実施することとし、これに要する費用は広告代理店の負担となります。 ②広告掲出期間内は玄関マットを常時設置していただきます。 上記のほか、札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守して下さい。
広 告 物 の 仕 様	大きさ 1,500~1,800mm（縦）×2,400mm（横） 材 質 表面：ナイロン、裏面：軟質塩化ビニール ※異なる材質を使用する場合は、事前に確認ください。 厚 さ 8~10mm（パイル6~8mm・ベース2mm） 機 能 防災機能（消防法施行令第4条の3）
広 告 原 稿 の 提 出 期 限	令和7年9月15日 （広告物の内容審査を行いますので広告原稿を提出して下さい。）
広 告 物 掲 出 作 業 の 工 程	令和7年10月1日から広告代理店の責任において指定の場所に掲出して下さい。
そ の 他	①玄関マットのデザインは、凹凸等により、通行に支障をきたすおそれのないものとします。

◆ その他

- 広告代理店には、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行っていただきます。
- 玄関マットの作成、設置、交換及び撤去等に関する経費は、全て広告代理店の負担によるものとします。
- 玄関マットの設置、交換及び撤去については担当者と十分な打ち合わせを行ってください。
- 玄関マットの交換クリーニングは、原則月2回としますが、雨期、融雪期等に、特に汚れが著しいと認められた時は、双方協議のうえ、回数を増やす場合があります。
- 広告原稿の提出後、事業実施課により内容審査を行い広告原稿確認書を交付します。このとき、必要に応じて修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 玄関マットの設置完了後、広告代理店は広告掲載完了報告書を提出して下さい。
- 広告の掲出を確認後、広告掲載完了確認書を送付いたします。
- 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、契約担当部局と十分に協議をして下さい。
- 広告掲載完了確認書を送付する際、納入通知書により、広告代理店が札幌市に納入する広告料を請求しますので、納入通知書に定める納期限までに納入して下さい。
- 広告掲出期間中における玄関マットの維持管理、掲出期間終了時における玄関マットの撤去等については広告代理店の責任において行っていただきます。

問い合わせ先（契約担当部局）

総務局行政部庁舎管理課管理係 担当 尾 林

TEL 211-2052、FAX 218-5173

Eメール choshakanri@city.sapporo.jp

